

東京都国民保護計画変更案 新旧対照表

資料第2号

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
目次 P.3	第3章第3節 2 他の道府県との連携 (2) <u>九都縣市における相互応援体制の整備</u> (3) <u>関西広域連合と九都縣市における相互応援体制の整備</u> (4) <u>関東地方知事会における相互応援体制の整備</u> (5) <u>近隣県との情報共有体制の整備</u> (6) <u>他の県への事務委託</u> (7) <u>警察災害派遣隊の充実・強化</u> (8) <u>緊急消防援助隊の充実・強化</u>	第3章第3節 2 他の道府県との連携 (2) <u>八都縣市における相互応援体制の整備</u> (3) <u>近隣県との情報共有体制の整備</u> (4) <u>他の県への事務委託</u> (5) <u>広域緊急援助隊の充実・強化</u> (6) <u>緊急消防援助隊の充実・強化</u>
目次 P.5	第3章第7節 <u>要配慮者支援のしくみの整備</u> 第3章第8節 2 住民等がとるべき行動等に関する啓発 (1) <u>都民・事業者等用パンフレットの配布</u>	第3章第7節 <u>要援護者支援のしくみの整備</u> 第3章第8節 2 住民等がとるべき行動等に関する啓発 (1) <u>都民・事業者等用の「事態対処の心構え」の作成、配付</u>
目次 P.7	第4章第3節 2-2 住民避難の準備 (4) <u>要配慮者（高齢者・障害者等）の把握</u>	第4章第3節 2-2 住民避難の準備 (4) <u>要援護者（高齢者・障害者等）の把握</u>
目次 P.9	第4章第6節 2-4 国民生活の安定に関する措置 (3) <u>都税の減免等</u>	第4章第6節 2-4 国民生活の安定に関する措置 (3) <u>公的徴収金の減免等</u>
目次 P.11	第7章第1節 1 危機管理体制の充実 (1) <u>大規模集客施設等に係る連携体制</u> (2) <u>「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」による連携体制</u> (3) <u>庁内の連携体制</u> (4) <u>大学や研究機関等との連携の確保等</u> (5) <u>民間のライフライン等施設及び大規模集客施設の危機管理の強化</u> 2 マニュアル等の整備 (1) <u>大規模テロ等発生時の対処マニュアルの策定</u> (2) <u>都庁舎など都が管理する施設における対処マニュアルの整備</u> (3) <u>民間施設における対処マニュアルの整備</u>	第7章第1節 1 危機管理体制の強化 (1) <u>「テロ等への対処に関する事業者等連絡会議（仮称）」の設置</u> (2) <u>大学や研究機関との連携の確保等</u> (3) <u>民間のライフライン等施設及び大規模集客施設の危機管理の強化</u> 2 マニュアル等の整備 (1) <u>危機発生時の対処方針の見直し</u> (2) <u>テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備</u> (3) <u>都庁舎など都が管理する施設における対処マニュアルの整備</u> (4) <u>民間施設における対処マニュアルの整備</u>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
目次 P. 12	第8章第1節 3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (5) 要配慮者の支援	第8章第1節 3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (5) 要援護者の支援
目次 P. 13	※「《参考：災害の種類と関連法制》」の図の修正（別紙1のとおり）	
P. 4 第1章第2節	Ⅲ テロへの対処を重視 ○ 本計画は、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。	Ⅲ テロへの対処を重視 ○ 本計画は、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。
P. 6 第1章第3節	※「計画の体系」の図の修正（別紙2のとおり）	
P. 12 第1章第6節	※「指定地方行政機関」の表の修正（別紙3のとおり）	
P. 13 第1章第6節	※「自衛隊」の表の修正（別紙4のとおり） ※「指定公共機関・指定地方公共機関」の表の修正（別紙5のとおり）	
P. 14 第1章第7節	1 地形・気候 (1) 地形 東京都は日本列島のほぼ中央に位置し、区部及び多摩地域の内陸部と、伊豆諸島及び小笠原諸島などの島しょ地域からなる。	1 地形・気候 (1) 地形 東京都は日本列島のほぼ中央に位置し、区部及び多摩地域の内陸部と、伊豆諸島及び小笠原諸島などの島しょ地域からなる。 <u>（資料編1-1）</u>
	1 地形・気候 (1) 地形 ② 島しょ地域 東京から100～2000kmの太平洋上に伊豆諸島、小笠原諸島が点在しており、我が国の最東端の南鳥島、最南端の沖ノ鳥島も東京都に含まれる。このため、日本の排他的経済水域の約38%に及ぶ広大な海域が都の島しょにより確保されている。	1 地形・気候 (1) 地形 ② 島しょ地域 東京から100～2000kmの太平洋上に伊豆諸島、小笠原諸島が点在しており、我が国の最東端の南鳥島、最南端の沖ノ鳥島も東京都に含まれる。このため、東京都の海域は、日本領海の11.6%、排他的経済水域の45%という広大な面積を占めている。

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
	<p>1 地形・気候 (2) 気候 ① 内陸部 温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均16度で、近年は、区部を中心に「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。</p> <p>② 島しょ地域 ○ 伊豆諸島 黒潮の影響を受ける温暖多雨の海洋性気候であり、気温は年平均16度から18度で、降雪はほとんどない。</p>	<p>1 地形・気候 (2) 気候 ① 内陸部 温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均16度で、近年は、区部を中心に「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。<u>降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多く、年平均3個の台風が接近する。</u></p> <p>② 島しょ地域 ○ 伊豆諸島 黒潮の影響を受ける温暖多雨の海洋性気候であり、気温は年平均15度から18度で、降雪はほとんどない。</p>
P. 15 第1章第7節	<p>2 政治・行政 (1) 首都 また、東京圏（1都3県）は、全国人口の約28%にあたる<u>3600万人</u>を擁し、我が国の政治、経済、文化の中心をなすとともに、大都市圏として一つの地域社会を形成している。</p> <p>2 政治・行政 (2) 行政区分 東京都は、23区、26市、5町、8村で構成される。特別区は、消防など多くの点で、都と一体的な運営がなされている。</p>	<p>2 政治・行政 (1) 首都 また、東京圏（1都3県）は、全国人口の<u>およそ4分の1</u>にあたる<u>3400万人</u>を擁し、我が国の政治、経済、文化の中心をなすとともに、大都市圏として一つの地域社会を形成している。</p> <p>2 政治・行政 (2) 行政区分 東京都は、23区、26市、5町、8村（平成16年12月1日現在）で構成される。特別区は、消防など多くの点で、都と一体的な運営がなされている。</p>
P. 16 第1章第7節	<p>3 人口 (1) 人口・人口密度 東京都は<u>1339万人</u>の巨大な人口を擁し、区部に<u>915万人</u>、多摩地域に<u>421万人</u>、島しょ部に3万人が居住している。人口密度は、全国で最も高く、特に人口が集中している区部は、1万<u>5千人</u>／km²と非常に高い。 65歳以上の高齢者が占める割合は<u>22%</u>で、全国と比べて低いが、そのうち高齢単身者の割合は<u>24%</u>と全国に比べて高い。</p>	<p>3 人口 (1) 人口・人口密度 東京都は<u>1250万人</u>の巨大な人口を擁し、区部に<u>843万人</u>、多摩地域に<u>405万人</u>、島しょ部に3万人が居住している。人口密度は、全国で最も高く、特に人口が集中している区部は、1万<u>3千人</u>／km²と非常に高い。 65歳以上の高齢者が占める割合は<u>16%</u>で、全国と比べて低いが、そのうち高齢単身者の割合は<u>20%</u>と全国に比べて高い。</p>
	<p>3 人口 (2) 都内滞在者 他県から東京都への通勤・通学者は平均<u>290万人</u>／日に上り、昼夜間比率は<u>118%</u>を超えて全国で最も高い。観光や買い物等の来訪者を加えると、昼間における都内滞在者は<u>1550万人</u>を超えて<u>いる</u>。</p>	<p>3 人口 (2) 都内滞在者 他県から東京都への通勤・通学者は平均<u>310万人</u>／日に上り、昼夜間比率は<u>120%</u>を超えて全国で最も高い。観光や買い物等の来訪者を加えると、昼間における都内滞在者は<u>1500万人</u>を超え<u>ると推定される</u>。</p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
	<p>3 人口 (3) 外国人 都内には在留外国人が約42万人おり、海外からの旅行者も平均5万人ほど滞在している。また、全国で25万人いる海外からの不法滞在者のうち、半数が都内に滞在していると推定されている。</p> <p>4 道路、鉄道、空港及び港湾 (1) 道路 都心部に交通が集中する構造を改善するため、<u>三環状道路（首都高速中央環状線、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道）等の整備を進めている。</u></p> <p>4 道路、鉄道、空港及び港湾 (2) 鉄道 <u>東京の鉄軌道・新交通システムは、世界に類を見ない高密度で正確、安全なネットワークを構築しており、総延長は1千キロメートルに及び、駅の数には750に及び、そのうち100以上の駅では、一日の乗降客数が10万人を超える。</u></p>	<p>3 人口 (3) 外国人 都内には留学生等を含む外国人登録者が36万人おり、海外からの旅行者も平均5万人ほど滞在している。また、全国で25万人いる海外からの不法滞在者のうち、半数が都内に滞在していると推定されている。</p> <p>4 道路、鉄道、空港及び港湾 (1) 道路 都心部に交通が集中する構造を改善するため、<u>東京外郭環状道路や首都圏中央連絡自動車道等の整備を進めている。（資料編1-2）</u></p> <p>4 道路、鉄道、空港及び港湾 (2) 鉄道 <u>60を超える路線が、都心を中心に一大ネットワークを築いており、総延長は1千キロメートルに及び、駅の数には650に及び、そのうち70以上の駅では、一日の乗降客数が5万人を超える。</u> <u>また、区部には12路線の地下鉄網が広がっている。（資料編1-3）</u></p>
P. 17 第1章第7節	<p>4 道路、鉄道、空港及び港湾 (3) 空港 東京国際空港は、一日の就航数約580便、乗降客数約20万人となっており、いずれも全国で最も多い。</p> <p>4 道路、鉄道、空港及び港湾 (4) 港湾 東京港は、<u>東日本の国内各地と海外を結ぶ物流拠点として、日本を代表する国際貿易港となっている。</u></p> <p><u>東京港及び島しょ港湾の平成25年度における入港船舶数は、約54,000隻、船客乗降人員数は約250万人、取扱貨物量は約8,700万トンとなっている。</u></p>	<p>4 道路、鉄道、空港及び港湾 (3) 空港 東京国際空港は、一日の就航数410便、乗降客数17万人となっており、いずれも全国で最も多い。<u>（資料編1-4）</u></p> <p>4 道路、鉄道、空港及び港湾 (4) 港湾 東京港は、<u>首都圏を中心とする広大な地域の物流拠点であるとともに、日本を代表する国際貿易港となっている。</u></p> <p><u>東京港及び島しょ地域の港湾の利用船舶数は、併せて年間34,000隻、利用客数は400万人、取扱貨物量は9,000万トンに上る。（資料編1-4）</u></p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
	<p>5 経済 資本金50億円以上の企業<u>1181社</u>（全国の<u>55%</u>）が東京に本社を構えている。また、<u>情報通信業の売上額は、全国の74%を東京が占めている。</u>都内総生産額（名目）は、<u>91兆円で全国の19%を占める。</u> 都内では、資本金1000万円以上の企業<u>13万社</u>（全国の<u>18%</u>）が活発に経済活動を続け、大手町や丸の内、新宿副都心、六本木といった地域に大規模なオフィス街を形成している。</p> <p>6 住宅 (1) 木造住宅密集地域 都内には、都心から概ね10km圏にあたる山手線と環状7号線の間や中央線沿線を中心に、木造住宅密集地域が広範に分布している。このうち、震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域（<u>28地域、約7,000ha</u>）に指定し、防災対策を推進している。</p>	<p>5 経済 資本金50億円以上の企業<u>1140社</u>（全国の<u>54%</u>）が東京に本社を構え、<u>国内主要銀行41行のうち38店が東京に本店を持つ。</u>また、<u>情報サービスに関する売上額の58%が東京で発生している。</u>都内総生産額（名目）は、<u>85兆円で全国の17%を占める。</u> 都内では、資本金1000万円以上の企業<u>15万社</u>（全国の<u>19%</u>）が活発に経済活動を続け、大手町や丸の内、新宿副都心、六本木といった地域に大規模なオフィス街を形成している。<u>地上100メートルを超えるいわゆる超高層ビルも249棟あり、その多くが企業の事務所として使用されている。</u></p> <p>6 住宅 (1) 木造住宅密集地域 都内には、都心から概ね10km圏にあたる山手線と環状7号線の間や中央線沿線を中心に、木造住宅密集地域が広範に分布している。このうち、震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域（<u>27地域、約6,500ha</u>）に指定し、防災対策を推進している。<u>（資料編1-5）</u></p>
P. 18 第1章第7節	<p>6 住宅 (2) 超高層集合住宅 都内には、<u>高さ60メートル以上の超高層マンションが、520棟以上立地している。</u></p>	<p>6 住宅 (2) 超高層集合住宅 都内には、<u>地上100メートル（30階程度）を超えるいわゆる超高層集合住宅が、全国の4割近い50棟以上立地している。</u></p>
	<p>8 米軍基地</p>	<p>8 米軍基地 <u>（資料編1-6）</u></p>
P. 19 第2章第1節	<p>○ 本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる<u>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急処理事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。</u></p> <p>○ <u>なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、競技会場や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃が予想されるなど、都内におけるサイバーテロ（**）の脅威が高まっている。サイバーテロは、都民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急処理事態に発展するおそれもあることから、関係機関等と連携しながら、その動向に注視し適切に対応していく。</u></p>	<p>○ 本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況を踏まえ、緊急処理事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。</p> <p>○ <u>また、大都市東京に大きな影響を与えかねないサイバーテロ（**）についても、今後の検討課題とする。</u></p>
P. 26 第3章第1節	<p>※「《各局等が平素に行う業務》」の表の修正（別紙6のとおり）</p>	

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 27 第3章第1節	※「《各局等が平素に行う業務》」の表の修正（別紙7のとおり）	
P. 29 第3章第2節	※「（1）初動体制の基準」の表の修正（別紙8のとおり）	
P. 30 第3章第2節	1 初動体制の整備 （1）初動体制の基準 ○ ①、②及び③のいずれの初動体制をとるべきかの判断は、危機管理監が行う。	1 初動体制の整備 （1）初動体制の基準 ○ ①、②のいずれの初動体制をとるべきかの判断は、危機管理監が行う。
	※「《体制の設置・総括者》」の表の修正（別紙9のとおり）	
	※「（2）職員の参集基準」の表の修正（別紙10のとおり）	
P. 31 第3章第2節	1 初動体制の整備 （2）職員の参集基準 ○ ①、②及び③の参集職員の数は、事態の状況により各局で判断する。	1 初動体制の整備 （2）職員の参集基準 ○ ①、②の参集職員の数は、事態の状況により各局で判断する。
	1 初動体制の整備 （3）24時間即応可能な体制の確保 ③ 特別非常配備態勢 ○ あらかじめ定める特別非常配備に関する基準で規定する要件に応じて、全職員が参集する態勢を確保する。	1 初動体制の整備 （3）24時間即応可能な体制の確保 ③ 特別非常配備態勢 ○ あらかじめ定める「特別非常配備に関する基準」で規定する要件に応じて、次の区分に基づき、全職員が参集する態勢を確保する。
	※「③ 特別非常配備態勢」の表の修正（別紙11のとおり）	
P. 32 第3章第2節	※「① 知事等が連絡不能等により指揮をとれない場合の代理」の表の修正（別紙12のとおり）	
	※「② 都防災センターが被災し使用不能な場合の代替施設」の表の修正（別紙13のとおり）	

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
	<p>1 初動体制の整備 (5) 不測の事態の備え ② 都防災センターが被災し使用不能な場合の代替施設 ○ 知事は、都防災センターが被災した場合、次に掲げる順位により代替施設を指定する。ただし、状況に応じて、順位を変更して指定することができる。 ※ 第2順位については、知事が状況に応じて、上記の施設から指定する。 ○ 第1順位の施設には、速やかに代替機能が発揮できるように、平素から必要な機器を整備する。第2順位の施設については、事態発生に応じて、必要な機器を配備できるような体制を確保する。</p>	<p>1 初動体制の整備 (5) 不測の事態の備え ② 都防災センターが被災し使用不能な場合の代替施設 ○ 知事は、都防災センターが被災した場合、次に掲げる順位により代替施設を指定する。ただし、状況に応じて、順位を変更して指定することができる。 ※ 第3順位については、知事が状況に応じて、上記の施設から指定する。 ○ 第1順位の施設には、速やかに代替機能が発揮できるように、平素から必要な機器を整備する。第2及び第3順位の施設については、事態発生に応じて、必要な機器を配備できるような体制を確保する。</p>
P. 34 第3章第2節	<p>2 通信連絡体制の整備 (2) 通信連絡手段・システム等 ① 国の防災機関 ・ 緊急情報ネットワークシステム（E-m-N e t）、<u>全国瞬時警報システム（J-A L E R T）</u>、<u>中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク</u></p>	<p>2 通信連絡体制の整備 (2) 通信連絡手段・システム等 ① 国の防災機関 ・ 中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク</p>
	<p>2 通信連絡体制の整備 (2) 通信連絡手段・システム等 ② 区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関等 ・ <u>画像伝送システム（テレビ会議）</u></p>	<p>2 通信連絡体制の整備 (2) 通信連絡手段・システム等 ② 区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関等 ・ <u>画像通信システム（動画通信システム、衛星通信システム、ヘリコプターテレビ電送システム）</u></p>
	<p>2 通信連絡体制の整備 (2) 通信連絡手段・システム等 ③ 他道府県 ・ <u>消防防災無線、水防道路無線、地域衛星通信ネットワーク</u></p>	<p>2 通信連絡体制の整備 (2) 通信連絡手段・システム等 ③ 他道府県 ・ <u>中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク</u> ・ <u>画像通信システム（八都県市テレビ会議システム）</u></p>
	<p>2 通信連絡体制の整備 (3) 通信連絡体制の整備 ○ 都は、上記の通信連絡手段、システムのほか、次のような手段により通信連絡手段の多重化を図る。 ・ <u>固定電話、携帯電話（衛星携帯含む）等の事業者回線及びインターネット回線の利用</u></p>	<p>2 通信連絡体制の整備 (3) 通信連絡体制の整備 ○ 都は、上記の通信連絡手段、システムのほか、次のような手段により通信連絡手段の多重化を図る。 ・ <u>一般電話回線、インターネット回線などの有線電気通信の利用</u> ・ <u>携帯電話及び衛星携帯電話などの電気通信事業用移動通信の利用</u></p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
	(削除)	2 通信連絡体制の整備 (3) 通信連絡体制の整備 <u>○ 都は、現在国が緊急時の警報伝達等のために検討している「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」の導入状況を踏まえ、必要なシステム及び機器の整備、充実を検討する。</u>
P. 35 第3章第2節	3 住民等への警報・避難の指示等の伝達のしくみの整備 ≪基本的考え方≫ ○ 防災行政無線や電話・FAX、テレビ・ラジオに止まらず、ホームページやTwitterをはじめ多様な手段を活用し、警報や避難の指示等を迅速・的確に伝達するためのしくみや協力関係を構築する。	3 住民等への警報・避難の指示等の伝達のしくみの整備 ≪基本的考え方≫ ○ 防災行政無線や電話・FAX、テレビ・ラジオに止まらず、インターネットをはじめ多様な手段を活用し、警報や避難の指示等を迅速・的確に伝達するためのしくみや協力関係を構築する。
	3 住民等への警報・避難の指示等の伝達のしくみの整備 (1) 警報等の通知先等の把握 ① 警報等の通知先 ○ 都は、警報等の通知先となる「区市町村」、「指定地方公共機関」等の連絡先、連絡方法等をあらかじめ把握し、速やかに利用できるように管理する。	3 住民等への警報・避難の指示等の伝達のしくみの整備 (1) 警報等の通知先等の把握 ① 警報等の通知先 ○ 都は、警報等の通知先となる「区市町村」、「指定地方公共機関」等の連絡先、連絡方法等をあらかじめ把握し、速やかに利用できるように管理する。 <u>通知先一覧は、資料編4-7、資料編4-9～11のとおり</u>
	3 住民等への警報・避難の指示等の伝達のしくみの整備 (1) 警報等の通知先等の把握 ② 警報等の伝達 ○ 都は、警報等の伝達先となる、都管理の「学校」「病院」「駅」「空港」「大規模集客施設」等の連絡先、連絡方法等をあらかじめ把握し、速やかに利用できるように管理する。	3 住民等への警報・避難の指示等の伝達のしくみの整備 (1) 警報等の通知先等の把握 ② 警報等の伝達 ○ 都は、警報等の伝達先となる、都管理の「学校」「病院」「駅」「空港」「大規模集客施設」等の連絡先、連絡方法等をあらかじめ把握し、速やかに利用できるように管理する。 <u>伝達先一覧は、資料編4-8のとおり</u>
P. 38 第3章第2節	※「≪被災情報の収集・報告系統≫」の図の修正（別紙14のとおり）	

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 40 第3章第2節	<p>4 情報収集・報告、提供体制の整備 (2) 安否情報の収集・提供に必要な体制の整備</p> <p>① 収集する安否情報</p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>①氏名 ②フリガナ ③出生の年月日 ④男女の別 ⑤住所（郵便番号を含む。） ⑥国籍 ⑦①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧負傷（疾病）の該当 ⑨負傷又は疾病の状況 ⑩現在の居所 ⑪連絡先その他必要情報 ⑫親族・同居者への回答の希望 ⑬知人への回答の希望 ⑭親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑧死亡の日時、場所及び状況 ⑨遺体が安置されている場所 ⑩連絡先その他必要情報 ⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意</p>	<p>4 情報収集・報告、提供体制の整備 (2) 安否情報の収集・提供に必要な体制の整備</p> <p>① 収集する安否情報</p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>①氏名 ②出生の年月日 ③男女の別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦居所 ⑧負傷又は疾病の状況 ⑨安否情報の提供に係る同意の有無 ⑩⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）</p> <p>⑪死亡の日時、場所及び状況 ⑫死体の所在</p>
P. 45 第3章第3節	<p>1 国の機関との連携 (3) 自衛隊</p> <p>○ 都は、自衛隊の部隊等の派遣を受けて国民保護措置を円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を確保する。</p>	<p>1 国の機関との連携 (3) 自衛隊</p> <p>○ 都は、自衛隊の部隊等の派遣を受けて国民保護措置を円滑に実施できるよう、防衛庁・自衛隊との連携を確保する。</p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 46 第3章第3節	<p>2 他の道府県との連携</p> <p>(2) 九都県市における相互応援体制の整備</p> <p>○ <u>首都圏を構成する九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）は、行政区域を越えて、全体でひとつの生活圈、経済圏を形成している観点から、都県域を越える通勤・通学者の避難などについて、相互の連携・協力体制を整備するものとする。</u></p> <p>(3) <u>関西広域連合と九都県市における相互応援体制の整備</u></p> <p>○ <u>平成26年3月に締結した関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市）との相互応援に関する協定に基づき、関西広域連合と九都県市との間で、発災時において相互に必要な応援を行う。</u></p> <p>(4) <u>関東地方知事会における相互応援体制の整備</u></p> <p>○ <u>関東地方知事会を組織する1都9県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。））において締結している協定に基づき、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、発災時に相互に救援協力する。</u></p> <p>(5) <u>近隣県との情報共有体制の整備</u></p>	<p>2 他の道府県との連携</p> <p>(2) <u>八都県市における相互応援体制の整備</u></p> <p>○ <u>首都圏を構成する八都県市は、行政区域を越えて、全体でひとつの生活圈、経済圏を形成している観点から、都県域を越える通勤・通学者の避難などについて、相互の連携・協力体制を整備するものとする。</u></p> <p>○ <u>今後、八都県市において、武力攻撃事態等における連携・協力事項について具体的な検討を行い、政令指定都市における計画作成にあわせて、「八都県市災害時相互応援に関する協定」の見直し、又は新たな協定の締結を検討するものとする。</u></p> <p>(3) <u>近隣県との情報共有体制の整備</u></p>
P. 47 第3章第3節	<p>(6) <u>他の県への事務委託</u></p> <p>(7) <u>警察災害派遣隊の充実・強化</u></p> <p>○ <u>警視庁は、他の道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教育訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。</u></p> <p>(8) <u>緊急消防援助隊の充実・強化</u></p>	<p>(4) <u>他の県への事務委託</u></p> <p>(5) <u>広域緊急援助隊の充実・強化</u></p> <p>○ <u>警視庁は、他の道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教育訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。</u></p> <p>(6) <u>緊急消防援助隊の充実・強化</u></p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 49 第3章第3節	4 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携 (1) 指定公共機関等との意見交換 ○ 都は、指定公共機関等との連携を的確に行うため、連絡先に係る情報が最新のものとなるよう、定期的に更新を行う。	4 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携 (1) 指定公共機関等との意見交換 ○ 都は、指定公共機関等との連携を的確に行うため、資料編に掲げる連絡先に係る情報が最新のものとなるよう、定期的に更新を行う。
P. 50 第3章第3節	5 米軍との連携 米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項については、「米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について」（平成18年9月21日付け閣副安危第300号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、必要な整理を行う。	5 米軍との連携 米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項や米軍との連携のあり方については、関係省庁においてその対応を協議しており、今後、一定の整理がついた段階において、国から情報提供されることとなっている。 上記項目については、都としての考え方であり、今後の国からの情報提供に基づき、必要な整理を行う。
P. 52 第3章第4節	※「《収集・管理すべき資料》」の表の修正（別紙15のとおり）	
P. 54 第3章第4節	(削除)	2 避難施設の指定 (4) 避難施設のデータ管理 (※脚注) (*) 国は全国の避難施設をデータベース化することとしている。（平成17年11月11日付閣副安危第464号 関係省庁避難施設担当課長あて内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制運用担当）通知 「避難施設データベースの整備について（通知）」）
P. 58 第3章第5節	※「《収集・管理すべき資料》」の表の修正（別紙16のとおり）	
P. 60 第3章第5節	3 物資・資材の運送体制の整備 ○ また、物資・資材の運送の拠点として、災害対策における次の場所を活用する。 ・ 広域輸送基地…他府県等からの救援のための物資・資材の受入、一時保管、地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点	3 物資・資材の運送体制の整備 ○ また、物資・資材の運送の拠点として、災害対策における次の場所を活用する。 ・ 広域輸送拠点…他府県等からの救援のための物資・資材の受入、一時保管、地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点
※「3 物資・資材の運送体制の整備」の図の修正（別紙17のとおり）		

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 61 第3章第5節	5 被災者の救出・救助拠点の整備 ・ 自衛隊、 <u>警察災害派遣隊</u> 、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース	5 被災者の救出・救助拠点の整備 ・ 自衛隊、 <u>広域緊急援助隊</u> 、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース
P. 62 第3章第6節	※「《生活関連等施設の種類の等及び所管省庁》」の表の修正（別紙18のとおり）	
P. 65 第3章第6節	4 事態類型に応じた留意事項 ○ 都は、NBC災害に備え、 <u>災害医療協議会等</u> を通じ、災害拠点病院の設備の充実などの必要な対策を検討する。	4 事態類型に応じた留意事項 ○ 都は、NBC災害に備え、災害拠点病院の設備の充実などの必要な対策を検討する。
P. 66 第3章第7節	第7節 要配慮者支援のしくみの整備（*） ○ 要配慮者が、正しい情報や支援を得て、適切に避難等の行動がとれるように、災害対策における要配慮者対策に準じて、国民保護措置を行うために必要な体制やしくみを整備する。	第7節 要援護者支援のしくみの整備（*） ○ 要援護者が、正しい情報や支援を得て、適切に避難等の行動がとれるように、災害対策における要援護者対策に準じて、国民保護措置を行うために必要な体制やしくみを整備する。
	1 災害対策におけるしくみの活用等 ○ 都は、 <u>要配慮者対策に係る指針</u> などについて、国民保護の観点も含めて見直すなど、必要に応じた整備を行う。	1 災害対策におけるしくみの活用等 ○ 都は、 <u>「災害要援護者への災害対策推進のための指針」「災害要援護者防災行動マニュアル」</u> などについて、国民保護の観点も含めて見直すなど、必要に応じた整備を行う。
	1 災害対策におけるしくみの活用等 ○ 東京消防庁は、 <u>地域が一体となって要配慮者の安全を確保するための地域協力体制づくり（消防のふれあいネットワークづくり）</u> について、国民保護の観点も含めて <u>推進する。</u>	1 災害対策におけるしくみの活用等 ○ 東京消防庁は、 <u>「消防のふれあいネットワークづくり」</u> について、国民保護の観点も含めて <u>見直すなど、必要に応じた整備を行う。</u>
	2 区市町村における体制整備の支援 ○ 都は、国民保護の観点も含め区市町村が行う、「 <u>要配慮者の把握</u> 」「 <u>要配慮者への情報提供体制の整備</u> 」「 <u>地域やボランティアによる支援体制づくり</u> 」などの <u>要配慮者支援対策</u> の推進を支援する。	2 区市町村における体制整備の支援 ○ 都は、国民保護の観点も含め区市町村が行う、「 <u>要援護者の把握</u> 」「 <u>要援護者への情報提供体制の整備</u> 」「 <u>地域やボランティアによる支援体制づくり</u> 」などの <u>要援護者支援対策</u> の推進を支援する。
	3 都・区市町村の連携の確保 ○ 都は、避難時に速やかに <u>要配慮者対策統括部</u> を設置し、区市町村の <u>要配慮者対策班</u> と連携して、迅速に <u>要配慮者の支援</u> ができるような体制整備を進める。 ○ 都は、国民保護に関する訓練を行うにあたって、 <u>要配慮者の避難や救援等の訓練</u> を含めるなど、区市町村と連携して、迅速かつ的確に <u>要配慮者を支援</u> できるよう努める。	3 都・区市町村の連携の確保 ○ 都は、避難時に速やかに <u>災害要援護者対策総括部</u> を設置し、区市町村の <u>要援護者対策班</u> と連携して、迅速に <u>要援護者の支援</u> ができるような体制整備を進める。 ○ 都は、国民保護に関する訓練を行うにあたって、 <u>要援護者の避難や救援等の訓練</u> を含めるなど、区市町村と連携して、迅速かつ的確に <u>要援護者を支援</u> できるよう努める。

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
	（※脚注） （*）要配慮者とは、 <u>発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいい、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。</u> （**）外国人が必要とする情報の収集・提供をはじめ、 <u>区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援や防災（語学）ボランティアの避難所等への派遣を行う。</u>	（※脚注） （*）要援護者とは、 <u>高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人等をいう。</u> （**） <u>外国語の災害情報を区市町村等の関係団体に提供したり、防災（語学）ボランティアを避難所に派遣するなど、外国人に対して必要な情報の収集・提供を行う。</u>
P. 67 第3章第8節	1 普及・啓発の方法 ○ 東京消防庁は、消防団、 <u>東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等と連携し、地域住民へ応急救護、避難等の普及・啓発を行う。</u> 2 住民等がとるべき行動等に関する啓発 （1）都民・事業者等用 <u>パンフレットの配布</u> ○ 都は、区市町村と協力し、都民や事業者、学校等の施設管理者が、武力攻撃事態等において、避難の指示等に基づき適切な避難行動や避難誘導等が行えるよう作成したパンフレット「 <u>テロや武力攻撃から身を守るために</u> 」を配布する。	1 普及・啓発の方法 ○ 東京消防庁は、消防団、自主防災組織等と連携し、地域住民へ応急救護、避難等の普及・啓発を行う。 2 住民等がとるべき行動等に関する啓発 （1）都民・事業者等用の「 <u>事態対処の心構え</u> 」の作成、配付 ○ 都は、区市町村と協力し、都民や事業者、学校等の施設管理者が、武力攻撃事態等において、避難の指示等に基づき適切な避難行動や避難誘導等が行えるように、「 <u>事態対処の心構え</u> 」（パンフレット）を作成し、配付する。
P. 69 第4章第1節	1 東京都国民保護対策本部 ○ 都対策本部の組織及び運営は、「国民保護法」、「東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」（平成17年東京都条例第18号）、「東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則」（平成18年東京都規則第108号）に基づき行う。	1 東京都国民保護対策本部 ○ 都対策本部の組織及び運営は、「国民保護法」、「東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」（平成17年東京都条例第18号）、「東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則」（平成18年3月制定予定）、「 <u>東京都国民保護対策本部等運営要綱</u> 」（平成18年度制定予定）に基づき行う。
P. 70 第4章第1節	※「（3）構成」の表の修正（別紙19のとおり）	
P. 71 第4章第1節	※「《東京都国民保護対策本部の構成》」の図の修正（別紙20のとおり）	
P. 72 第4章第1節	※「③ 各局の分掌事務」の表の修正（別紙21のとおり）	
P. 73 第4章第1節	※「③ 各局の分掌事務」の表の修正（別紙22のとおり）	
P. 74 第4章第1節	※「③ 各局の分掌事務」の表の修正（別紙23のとおり）	

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 75 第4章第1節	※「③ 各局の分掌事務」の表の修正（別紙24のとおり）	
P. 77 第4章第1節	<p>1 東京都国民保護対策本部 (6) 都対策本部長の権限 ③ 職員の派遣の求め等 また、防衛大臣に対して、その指定する職員の都対策本部会議への出席を求めることができる。</p> <p>1 東京都国民保護対策本部 (7) 都対策本部長の補佐組織 ○ 都対策本部の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、災害対策本部の場合に準じて、救出・救助統括室、部門、連携チームを設置するものとする。</p>	<p>1 東京都国民保護対策本部 (6) 都対策本部長の権限 ③ 職員の派遣の求め等 また、防衛庁長官に対して、その指定する職員の都対策本部会議への出席を求めることができる。</p> <p>1 東京都国民保護対策本部 (7) 都対策本部長の補佐組織 ○ 危機管理監の下に次の各班を置き、都対策本部長を補佐する。</p>
※「(7) 都対策本部長の補佐組織」の表の修正（別紙25のとおり）		
P. 78 第4章第1節	※「(8) 都対策本部の設置場所」の表の修正（別紙26のとおり）	
P. 78 第4章第1節	<p>1 東京都国民保護対策本部 (8) 都対策本部の設置場所 ※第2順位については、掲げた候補施設から状況に応じて指定する。</p> <p>1 東京都国民保護対策本部 (9) 都対策本部の情報連絡体制 ○ 都対策本部は、「関係機関」の担当部署を窓口として情報連絡を行う。</p>	<p>1 東京都国民保護対策本部 (8) 都対策本部の設置場所 ※第3順位については、掲げた候補施設から状況に応じて指定する。</p> <p>1 東京都国民保護対策本部 (9) 都対策本部の情報連絡体制 ○ 都対策本部は、資料編3「関係機関」の担当部署を窓口として情報連絡を行う。</p>
P. 78 第4章第1節	<p>1 東京都国民保護対策本部 (10) 都対策本部における広報体制 ○ 広報は、広報紙、都が提供するテレビ・ラジオ番組、記者会見・発表、問い合わせ窓口の開設、ホームページやTwitter等のほか、多様な手段を活用して行う。</p>	<p>1 東京都国民保護対策本部 (10) 都対策本部における広報体制 ○ 広報は、広報紙、都が提供するテレビ・ラジオ番組、記者会見・発表、問い合わせ窓口の開設、インターネット等のほか、多様な手段を活用して行う。</p>
P. 79 第4章第1節	<p>2 関係機関との連携 (1) 国の対策本部との連携 ○ 都は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡職員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るものとする。また、<u>国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会（*）を開催する場合には、都対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。</u></p>	<p>2 関係機関との連携 (1) 国の対策本部との連携 ○ 都は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡職員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るものとする。</p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
	<p>(※脚注) <u>(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。</u></p>	(新規)
	<p>2 関係機関との連携 (2) 国（指定行政機関・指定地方行政機関）との連携</p> <p>① 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対する措置実施の要請</p>	<p>2 関係機関との連携 (2) 国（指定行政機関・指定地方行政機関）との連携</p> <p>① 連絡窓口 ○ 資料編3-1及び資料編3-2のとおり。</p> <p>② 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対する措置実施の要請</p>
P. 80 第4章第1節	<p>2 関係機関との連携 (2) 国（指定行政機関・指定地方行政機関）との連携</p> <p>② 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p>	<p>2 関係機関との連携 (2) 国（指定行政機関・指定地方行政機関）との連携</p> <p>③ 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p>
	<p>2 関係機関との連携 (3) 自衛隊との連携</p> <p>① 自衛隊の部隊等の派遣要請等 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。（**）</p>	<p>2 関係機関との連携 (3) 自衛隊との連携</p> <p>① 連絡窓口 ○ 資料編3-3のとおり。</p> <p>② 自衛隊の部隊等の派遣要請等 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。（**）</p>
P. 81 第4章第1節	<p>2 関係機関との連携 (3) 自衛隊との連携</p> <p>《区市町村長からの求めに応じた派遣要請》 ○ 知事は、区市町村長から、当該区市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。</p>	<p>2 関係機関との連携 (3) 自衛隊との連携</p> <p>《区市町村長からの求めに応じた派遣要請》 ○ 知事は、区市町村長から、当該区市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。</p>
	<p>2 関係機関との連携 (3) 自衛隊との連携</p> <p>② 派遣部隊との意思疎通</p>	<p>2 関係機関との連携 (3) 自衛隊との連携</p> <p>③ 派遣部隊との意思疎通</p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 82 第4章第1節	<p>2 関係機関との連携 (5) 区市町村との連携</p> <p>① 国民保護措置に関する総合調整 ② 区市町村長の求めに応じた協力 ③ 区市町村長からの職員の派遣要請 ④ 区市町村長からの職員派遣のあっせん要請 ⑤ 各機関に対する要請に係る区市町村からの求めへの対応 ・ 指定行政機関、指定地方行政機関に対する措置実施の要請の求め ⇒ 2 (2) ①のとおり ・ 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請の求め ⇒ 2 (2) ②のとおり ・ 防衛大臣に対する派遣要請の求め ⇒ 2 (3) ①のとおり ⑥ 区市町村の事務の代行</p>	<p>2 関係機関との連携 (5) 区市町村との連携</p> <p>① 連絡窓口 ○ 資料編3-5のとおり。 ② 国民保護措置に関する総合調整 ③ 区市町村長の求めに応じた協力 ④ 区市町村長からの職員の派遣要請 ⑤ 区市町村長からの職員派遣のあっせん要請 ⑥ 各機関に対する要請に係る区市町村からの求めへの対応 ・ 指定行政機関、指定地方行政機関に対する措置実施の要請の求め ⇒ 2 (2) ②のとおり ・ 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請の求め ⇒ 2 (2) ③のとおり ・ 防衛庁長官に対する派遣要請の求め ⇒ 2 (3) ②のとおり ⑦ 区市町村の事務の代行</p>
P. 83 第4章第1節	<p>2 関係機関との連携 (6) 指定公共機関・指定地方公共機関との連携</p> <p>① 指定公共機関、指定地方公共機関からの応援の求め ② 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請</p>	<p>2 関係機関との連携 (6) 指定公共機関・指定地方公共機関との連携</p> <p>① 連絡窓口 ○ 資料編3-6及び資料編3-7のとおり。 ② 指定公共機関、指定地方公共機関からの応援の求め ③ 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請</p>
	<p>2 関係機関との連携 (7) 他の道府県との連携</p> <p>① 他の道府県との間の応援</p>	<p>2 関係機関との連携 (7) 他の道府県との連携</p> <p>① 連絡窓口 ○ 資料編3-4のとおり。 ② 他の道府県との間の応援</p>
P. 84 第4章第1節	<p>2 関係機関との連携 (7) 他の道府県との連携</p> <p>② 広域的な応援協定等に基づく連携 ○ 特に、首都圏を構成する九都県市に関しては、都県域を越える通勤・通学者の避難などについて、相互に連携・協力するものとする。 ③ 事務の一部の委託 ④ 職員の派遣要請</p>	<p>2 関係機関との連携 (7) 他の道府県との連携</p> <p>③ 広域的な応援協定等に基づく連携 ○ 特に、首都圏を構成する八都県市に関しては、都県域を越える通勤・通学者の避難などについて、相互に連携・協力するものとする。 ④ 事務の一部の委託 ⑤ 職員の派遣要請</p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 86 第4章第1節	<p>2 関係機関との連携 (11) ボランティア活動への支援 ○ 都は、<u>東京都災害ボランティアセンター（*）を設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターに対し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等の支援を実施する。</u></p> <p>2 関係機関との連携 (12) 米軍への協力依頼等 米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項については、<u>「米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について」（平成18年9月21日付け閣副安危第300号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、必要な整理を行う。</u></p> <p>(※脚注) (*) <u>ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援するため、都が東京ボランティア・市民活動センターと協働で設置・運営する災害ボランティアセンター。</u></p> <p>3 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理（**） (1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等 ① 赤十字標章等 ア 赤十字標章 第一追加議定書（1949年のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽。）（**）</p>	<p>2 関係機関との連携 (11) ボランティア活動への支援 ○ 都は、<u>広域ボランティア活動拠点（**）において、ボランティアを受け入れ、区市町村等からの派遣要請に応じて、調整しボランティアを派遣する。</u></p> <p>2 関係機関との連携 (12) 米軍への協力依頼等 米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項や米軍との連携のあり方については、<u>関係省庁においてその対応を協議しており、今後、一定の整理がついた段階において、国から情報提供されることとなっている。</u> <u>下記項目については、都としての考え方であり、今後の国からの情報提供に基づき、必要な整理を行う。</u></p> <p>(※脚注) (*) <u>ボランティアの供給を広域的に行うため、全国から集まるボランティアの参集場所として、都があらかじめ指定する施設。</u></p> <p>3 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理（*） (1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等 ① 赤十字標章等 ア 赤十字標章 第一追加議定書（1949年のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽。<u>資料編7-2のとおり。</u>）（**）</p>
P. 87 第4章第1節	<p>3 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理（**） (1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等 ① 赤十字標章等 ウ 身分証明書 第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書 ② 特殊標章等 ア 特殊標章 第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形。） イ 身分証明書 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書</p>	<p>3 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理（**） (1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等 ① 赤十字標章等 ウ 身分証明書 第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（<u>様式は資料編7-2のとおり。</u>） ② 特殊標章等 ア 特殊標章 第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形。<u>資料編7-3のとおり。</u>） イ 身分証明書 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（<u>様式は資料編7-3のとおり。</u>）</p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 95 第4章第3節	2-1 国民保護対策本部の設置及び体制の確立 (3) 都対策本部体制の確立 ① 本部長室、局等の体制確保 ○ 都対策本部長は、第4章第1節1「(5) 本部長室、局等の構成及び所掌事務」(71頁)に基づき、本部長室、局、地方隊の体制を確立する。 また、第4章第1節1「(7) 本部長の補佐組織」(77頁)に基づき、 <u>災害対策本部の場合に準じて、救出・救助統括室、部門、連携チームを設置するものとする。</u>	2-1 国民保護対策本部の設置及び体制の確立 (3) 都対策本部体制の確立 ① 本部長室、局等の体制確保 ○ 都対策本部長は、第4章第1節1「(5) 本部長室、局等の構成及び所掌事務」(69頁)に基づき、本部長室、局、地方隊の体制を確立する。 また、第4章第1節1「(7) 本部長の補佐組織」(75頁)に基づき、 <u>危機管理監のもとに、情報統括、指令班、調整班、情報班、設備班、広報班、支援班等の各班を設置する。</u>
P. 98 第4章第3節	※「(1) 住民避難に必要な資料・情報の集約」の表の修正 (別紙27のとおり)	
P. 103 第4章第3節	※「図-Ⅲ 時間的余裕がありかつ局地的な事態」の図の修正 (別紙28のとおり) ※「図-Ⅳ 時間的余裕がありかつ広範囲な事態」の図の修正 (別紙29のとおり)	
P. 104 第4章第3節	2-2 住民避難の準備 (4) 要配慮者(高齢者・障害者等)の把握 ○ 都は、 <u>要配慮者の優先的避難や交通手段の確保のため、想定する要避難地域の区市町村に対して、区域内の要配慮者の状況を確認し、避難に関して必要な支援を行うための準備を進めるように要請する。</u>	2-2 住民避難の準備 (4) 要援護者(高齢者・障害者等)の把握 ○ 都は、 <u>要援護者の優先的避難や交通手段の確保のため、想定する要避難地域の区市町村に対して、区域内の要援護者の状況を確認し、避難に関して必要な支援を行うための準備を進めるように要請する。</u>
P. 105 第4章第3節	2-3 救援に関する準備 (1) 救援の基準 ○ 都は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。 ○ 知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、 <u>内閣総理大臣</u> に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。	2-3 救援に関する準備 (1) 救援の基準 ○ 都は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。 ○ 知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、 <u>厚生労働大臣</u> に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。
※「(2) 救援措置を行うために必要な資料・情報の集約」の表の修正 (別紙30のとおり)		

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 106 第4章第3節	2-3 救援に関する準備 (2) 救援措置を行うために必要な資料・情報の集約 (※) NBC攻撃による被災者への対応が可能な医療機関、NBCの専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等について、 <u>東京都災害医療協議会等を通じ、考え方や基準などを検討する。</u>	2-3 救援に関する準備 (2) 救援措置を行うために必要な資料・情報の集約 (※) <u>今後、NBC攻撃による被災者への対応が可能な医療機関、NBCの専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等について、考え方や基準などを検討する。</u>
P. 111 第4章第3節	※「《危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧》」の表の修正（別紙31のとおり）	
P. 116 第4章第3節	2-5 国民生活の安定に関する準備 (2) 生活関連物資等の価格安定 ○ 都は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。 イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、必要な情報収集に努めるとともに、都民へ情報提供 <u>ウ 既存の専用ダイヤルの活用により、都民からの問い合わせや相談に対応</u>	2-5 国民生活の安定に関する準備 (2) 生活関連物資等の価格安定 ○ 都は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。 イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、 <u>物価情報ネットワーク（*）等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置</u> (※脚注) <u>(*) インターネットを介して内閣府と地方自治体間及び地方自治体相互で物価に関する情報を交換するシステム</u>
P. 119 第4章第3節	2-6 警報の通知、伝達 (1) 通知・伝達の手順 《通知先》	2-6 警報の通知、伝達 (1) 通知・伝達の手順 《通知先》 ・資料編4-7のとおり 《伝達先》 ・資料編4-8のとおり
P. 120 第4章第3節	2-6 警報の通知、伝達 (2) 区市町村の警報伝達に対する協力 ○ 警報の伝達方法については、現在区市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。	2-6 警報の通知、伝達 (2) 区市町村の警報伝達に対する協力 ○ 警報の伝達方法については、 <u>当面の間は、現在区市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。</u>
	(削除)	(※脚注) <u>(**) 消防庁は、弾道ミサイル等特に対処に時間的余裕のない場合に、警報を自動吹鳴させる「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」の導入を検討している。</u>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 126 第4章第4節	2-1 住民避難に関する措置 (1) 避難の指示のフロー 《通知先》 《通知先》	2-1 住民避難に関する措置 (1) 避難の指示のフロー 《通知先》 ・資料編4-9のとおり 《通知先》 ・資料編4-10のとおり
P. 131 第4章第4節	2-1 住民避難に関する措置 (4) 事態類型に応じた避難の指示上の留意点 ⑤ NBCを使用した攻撃 ○ <u>関係機関は、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</u>	(新規)
P. 132 第4章第4節	2-1 住民避難に関する措置 (5) 東京の特性に応じた避難の指示上の留意点 ④ <u>一人暮らし高齢者に対する情報伝達</u>	2-1 住民避難に関する措置 (5) 東京の特性に応じた避難の指示上の留意点 ④ 高齢独居者に対する情報伝達
P. 133 第4章第4節	2-1 住民避難に関する措置 (6) 避難住民の運送 ○ 都は、避難住民の運送にあたっては、要配慮者の運送を優先して行う。この場合、重病者、重傷者、障害者等の独力では移動できない人々の運送を最優先する。	2-1 住民避難に関する措置 (6) 避難住民の運送 ○ 都は、避難住民の運送にあたっては、要 <u>援護</u> 者の運送を優先して行う。この場合、重病者、重傷者、障害者等の独力では移動できない人々の運送を最優先する。
P. 136 第4章第4節	2-1 住民避難に関する措置 (8) 都域を越える避難 ○ <u>知事は、避難先の道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合は、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、避難先の道府県知事に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。</u>	(新規)
P. 139 第4章第4節	2-2 救援に関する措置 (2) 避難所における救援態勢の確立 ③ 医療の提供の準備 ○ 都は、区市町村との役割分担に応じて、避難住民に対する応急的な医療の提供や避難住民の健康状態を管理するために必要な準備を行う。（*） また、状況に応じて、 <u>医療救護所</u> を開設し、応急的な医療を行うための体制を確立する。	2-2 救援に関する措置 (2) 避難所における救援態勢の確立 ③ 医療の提供の準備 ○ 都は、区市町村との役割分担に応じて、避難住民に対する応急的な医療の提供や避難住民の健康状態を管理するために必要な準備を行う。（*） また、状況に応じて、 <u>臨時の医療施設</u> を開設し、応急医療を行うための体制を確立する。

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
	（※脚注） （*）区市町村の役割 ・保健衛生… 区市町村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣するものとし、 <u>都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。</u>	（※脚注） （*）区市町村の役割 ・保健衛生… 区市町村及び都は巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣するものとする。
P. 141 第4章第4節	2-2 救援に関する措置 （3）避難所への物資等の運送体制の確立 ③ 他県等からの応援物資の運送体制 ○ 都は、他県からの応援物資を円滑に運送するため、都が設置する広域輸送基地で引き継ぎ、区市町村が選定した地域内輸送拠点に運送する体制（60頁「3 物資・資材の運送体制の整備」参照）を確立する。	2-2 救援に関する措置 （3）避難所への物資等の運送体制の確立 ③ 他県等からの応援物資の運送体制 ○ 都は、他県からの応援物資を円滑に運送するため、都が設置する広域輸送拠点で引き継ぎ、区市町村が選定した地域内輸送拠点に運送する体制（58頁「3 物資・資材の運送体制の整備」参照）を確立する。
P. 142 第4章第4節	※「《医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統》」の図の修正（別紙32のとおり）	
P. 143 第4章第4節	2-2 救援に関する措置 （4）被災者に対する救援 ④ 行方不明者の捜索及び死体の取扱い ○ 都は、区市町村が警視庁等関係機関と連携して行う、 <u>遺体</u> 収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を支援する。	2-2 救援に関する措置 （4）被災者に対する救援 ④ 行方不明者の捜索及び死体の処理 ○ 都は、区市町村が警視庁等関係機関と連携して行う、 <u>死体</u> 収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を支援する。
	2-2 救援に関する措置 （5）関係機関との連携 ② 国への要請等 ○ 知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合、具体的な支援内容を示して行う。 内閣総理大臣から他の道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該道府県に対して応援を行う。	2-2 救援に関する措置 （5）関係機関との連携 ② 国への要請等 ○ 知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合、具体的な支援内容を示して行う。 厚生労働大臣から他の道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該道府県に対して応援を行う。

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 144 第4章第4節	2-2 救援に関する措置 (6) 事態類型に応じた留意点 ② NBC攻撃による場合 ≪核（物質）による攻撃の場合≫ ・ 国からの実施要請に応じた、東京DMAT等の編成と被ばく線量計による管理を行うなど、所要の防護措置を講じた上での緊急被ばく医療活動の実施 ≪生物剤による攻撃の場合≫ ・ 国からの協力要請に応じた東京DMAT等の編成や医療活動の実施 ≪化学剤による攻撃の場合≫ ・ 国からの協力要請に応じた東京DMAT等の編成や医療活動の実施	2-2 救援に関する措置 (6) 事態類型に応じた留意点 ② NBC攻撃による場合 ≪核（物質）による攻撃の場合≫ ・ 国からの実施要請に応じた、救護班の編成と被ばく線量計による管理を行うなど、所要の防護措置を講じた上での緊急被ばく医療活動の実施 ≪生物剤による攻撃の場合≫ ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施 ≪化学剤による攻撃の場合≫ ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
P. 147 第4章第4節	※「≪消防の指揮・命令系統≫」の図の修正（別紙33のとおり）	
P. 148 第4章第4節	2-3 武力攻撃災害の最小化に関する措置 (7) 退避の指示 ○ 都は、区市町村や関係機関と連携し、防災行政無線、広報車、ホームページやTwitter等を通じて、退避の指示を速やかに住民に伝達する。	2-3 武力攻撃災害の最小化に関する措置 (7) 退避の指示 ○ 都は、区市町村や関係機関と連携し、防災行政無線、広報車、インターネット等を通じて、退避の指示を速やかに住民に伝達する。
P. 153 第4章第4節	2-3 武力攻撃災害の最小化に関する措置 (9) 事態類型に応じた留意事項 ⑤ NBC攻撃 ウ 関係機関との連携 この場合、都は、都対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有する。	2-3 武力攻撃災害の最小化に関する措置 (9) 事態類型に応じた留意事項 ⑤ NBC攻撃 ウ 関係機関との連携 この場合、都は、都対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて都健康安全研究センター、医療機関等と共有する。
P. 160 第4章第4節	※「≪被災情報の収集・報告系統≫」の図の修正（別紙34のとおり）	
P. 161 第4章第4節	2-6 安否情報の収集・提供 (1) 安否情報の収集 ○ 警視庁は、死体の調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、都対策本部に通知する。	2-6 安否情報の収集・提供 (1) 安否情報の収集 ○ 警視庁は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、都対策本部に通知する。

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 162 第4章第4節	<p>2-6 安否情報の収集・提供 (2) 総務大臣に対する報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、「<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム</u>」（以下「<u>安否情報システム</u>」という。）への入力で行い、<u>安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令（*）第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで総務省消防庁に送付する。</u>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。 <p style="text-align: center;">※「《報告様式》」の図の修正（別紙35のとおり）</p> <p>2-6 安否情報の収集・提供 (3) 安否情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安否情報の照会の受付 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民からの安否情報の照会については、原則として都対策本部に設置する対応窓口に、<u>安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。</u> <p>(※脚注) (*) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）</p> <p style="text-align: center;">※「《照会様式》」の図の修正（別紙36のとおり）</p>	<p>2-6 安否情報の収集・提供 (2) 総務大臣に対する報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令（*）第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで総務省消防庁に送付する。</u>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。 <p>2-6 安否情報の収集・提供 (3) 安否情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安否情報の照会の受付 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民からの安否情報の照会については、原則として都対策本部に設置する対応窓口に、<u>安否情報省令に規定する様式第2号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。</u> <p>(※脚注) (*) 武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）</p>
P. 163 第4章第4節	<p>2-6 安否情報の収集・提供 (3) 安否情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 安否情報の回答 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、<u>安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行い、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。</u> ○ 都は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、<u>照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。</u> <p style="text-align: center;">※「《回答様式》」の図の修正（別紙37のとおり）</p>	<p>2-6 安否情報の収集・提供 (3) 安否情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 安否情報の回答 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、<u>安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行い、安否情報省令第3条に規定する様式第3号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。</u> ○ 都は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、<u>照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答する。</u>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 169 第4章第5節	2-2 救援に関する措置 (1) 避難所における救援 ① 避難所の管理・運営 イ 避難所の運営 ○ 女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。	(新規)
P. 171 第4章第5節	2-2 救援に関する措置 (1) 避難所における救援 ③ 救援の内容 エ 学用品の給与 ○ 都は、被災により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書等を支給する。 <u>なお、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。</u> オ 応急仮設住宅等の供与 ○ 都は、避難先における避難が長期に及ぶ見通しとなった場合は、 <u>仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び都営住宅等の公的住宅の活用により、応急仮設住宅の確保に必要な措置を行う。</u>	2-2 救援に関する措置 (1) 避難所における救援 ③ 救援の内容 エ 学用品の給与 ○ 都教育委員会は、被災により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書等を支給する。 オ 長期避難住宅の供与 ○ 都は、避難先における避難が長期に及ぶ見通しとなった場合は、 <u>都営住宅や長期避難住宅の供与など、住宅の確保に必要な措置を行う。</u>
	2-2 救援に関する措置 (1) 避難所における救援 ④ 保健衛生の確保 ○ 都は、区市町村と協力して、避難先地域における避難住民等の状況等を把握し、その状況に応じて、 <u>地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</u> ア 保健衛生対策 ○ 都は、区市町村が巡回健康相談等を行うために <u>避難所等に派遣する保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。</u>	2-2 救援に関する措置 (1) 避難所における救援 ④ 保健衛生の確保 ○ 都は、区市町村と協力して、避難先地域における避難住民等の状況等を把握し、その状況に応じて、 <u>防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</u> ア 保健衛生対策 ○ 都は、区市町村と協力して、 <u>巡回健康相談を行うため、保健師班を編成し、避難所に派遣する。</u>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P.172 第4章第5節	<p>2-2 救援に関する措置 (1) 避難所における救援 ④ 保健衛生の確保 ウ 環境衛生の確保 ○ 都は、区市町村と協力して、避難先地域における飲料水の安全等環境衛生の確保のため、環境衛生指導班による水の消毒の確認や避難所の環境整備のための措置を講ずる。 エ 食品衛生の確保 ○ 都は、区市町村と協力して、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生指導班による食品等の衛生確保のための措置を講ずる。</p> <p>2-2 救援に関する措置 (2) 救援物資等の確保及び避難所への運送 ② 避難所への運送 イ 他道府県からの応援物資等の運送 ○ 都は、他道府県からの応援物資を円滑に運送するため、都が設置する広域輸送基地で引き継ぎ、区市町村が選定した地域内輸送拠点に運送する。</p>	<p>2-2 救援に関する措置 (1) 避難所における救援 ④ 保健衛生の確保</p> <p>ウ 食品衛生の確保 ○ 都は、区市町村と協力して、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生監視班による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。</p> <p>エ 栄養指導 ○ 都は、区市町村と協力して、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して、栄養管理、栄養相談及び指導を行う。</p> <p>2-2 救援に関する措置 (2) 救援物資等の確保及び避難所への運送 ② 避難所への運送 イ 他県からの応援物資等の運送 ○ 都は、他県からの応援物資を円滑に運送するため、都が設置する広域輸送拠点で引き継ぎ、区市町村が選定した地域内輸送拠点に運送する。</p>
P.174 第4章第5節	<p>2-4 国民生活の安定に関する措置 ○ 都及び都教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、学習機会の確保、授業料の減免、被災した児童生徒に対する就学援助などを行う。</p>	<p>2-4 国民生活の安定に関する措置 ○ 都及び都教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、学習機会の確保、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助などを行う。</p>
P.177 第4章第6節	<p>2-1 住民の復帰に関する措置 (1) 避難の指示解除の基本的なフロー ★ 知事は、直ちに、避難措置の指示の解除の内容を区市町村長、都の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他関係機関等に通知 ★ 知事は、直ちに避難の指示の解除の内容を区市町村長、都の執行機関、放送事業者その他の指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関、避難所の管理者等に通知（*）</p>	<p>2-1 住民の復帰に関する措置 (1) 避難の指示解除の基本的なフロー ★ 知事は、直ちに、避難措置の指示の解除の内容を区市町村長、都の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他関係機関等に通知 <<通知先>> ・資料編4-9のとおり ★ 知事は、直ちに避難の指示の解除の内容を区市町村長、都の執行機関、放送事業者その他の指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関、避難所の管理者等に通知（*） <<通知先>> ・資料編4-11のとおり</p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 179 第4章第6節	<p>2-3 武力攻撃災害の最小化のための措置 (1) 廃棄物処理対策 ○ 都は、防災計画の定めに準じて、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を確立する。</p> <p>2-3 武力攻撃災害の最小化のための措置 (2) 廃棄物処理の特例 ○ 都は、生活環境の悪化を防止するため、環境大臣の廃棄物処理の特例地域の指定を受けて、武力攻撃災害等により発生した大量の<u>がれき</u>等の廃棄物の処理を促進する。</p>	<p>2-3 武力攻撃災害の最小化のための措置 (1) 廃棄物処理対策 ○ 都は、防災計画の定めに準じて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を確立する。</p> <p>2-3 武力攻撃災害の最小化のための措置 (2) 廃棄物処理の特例 ○ 都は、生活環境の悪化を防止するため、環境大臣の廃棄物処理の特例地域の指定を受けて、武力攻撃災害等により発生した大量の<u>瓦礫</u>等の廃棄物の処理を促進する。</p>
P. 180 第4章第6節	<p>2-4 国民生活の安定に関する措置 (3) <u>都税</u>の減免等 ○ 都は、災害の状況に応じて、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、都税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長並びに都税の減免及び徴収猶予の措置を実施する。</p> <p>2-4 国民生活の安定に関する措置 (5) 被災児童生徒等に対する教育 ○ 都及び都教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、授業料の減免、被災した児童生徒に対する就学援助を行う。</p>	<p>2-4 国民生活の安定に関する措置 (3) <u>公的徴収金</u>の減免等 ○ 都は、災害の状況に応じて、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、都税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに都税（<u>延滞金を含む。</u>）の徴収猶予及び減免の措置を実施する。</p> <p>2-4 国民生活の安定に関する措置 (5) 被災児童生徒等に対する教育 ○ 都及び都教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行う。</p>
P. 187 第5章第1節	<p>1 全島避難における都及び関係機関等の役割 警視庁 ○ 行方不明者の捜索及び死体の調査</p>	<p>1 全島避難における都及び関係機関等の役割 警視庁 ○ 行方不明者の捜索及び死体の見分</p>
P. 188 第5章第1節	※「（1）全島避難の基本的な流れ」の図の修正（別紙38のとおり）	
P. 189 第5章第1節	<p>2 全島避難の実施計画 (2) 避難の指示 ○ 都は、避難措置の実施にあたり、町村に対して要配慮者を優先的に避難誘導するように要請するなど、要配慮者を安全・確実に避難させるための調整を行う。</p> <p>2 全島避難の実施計画 (3) 「全島避難に関する方針」の作成 ◀「全島避難に関する方針」で定める主な事項▶ ・ 要配慮者に関する留意事項</p>	<p>2 全島避難の実施計画 (2) 避難の指示 ○ 都は、避難措置の実施にあたり、町村に対して要援護者を優先的に避難誘導するように要請するなど、要援護者を安全・確実に避難させるための調整を行う。</p> <p>2 全島避難の実施計画 (3) 「全島避難に関する方針」の作成 ◀「全島避難に関する方針」で定める主な事項▶ ・ 要援護者に関する留意事項</p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 190 第5章第1節	<p>2 全島避難の実施計画</p> <p>(6) 島外への避難島民等の運送</p> <p>ア 島から目的港までの運送</p> <p>《船舶による運送》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、避難島民等の数や状況の急迫性を考慮し、必要と判断する場合は、防衛大臣に対して、避難島民等の海上運送のための自衛隊の部隊等の派遣を要請する。 <p>《航空機による運送》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空事業者である指定地方公共機関の航空機の使用を基本とする。知事は、状況により、東京航空局に対して航空機の調達に関する斡旋を要請するとともに、第三管区海上保安本部に対して要配慮者等の航空運送を要請する。 ○ 知事は、要配慮者の数や状況の急迫性を考慮し、必要と判断する場合は、防衛大臣に対して、要配慮者等の航空運送のための自衛隊の部隊等の派遣を要請する。 	<p>2 全島避難の実施計画</p> <p>(6) 島外への避難島民等の運送</p> <p>ア 島から目的港までの運送</p> <p>《船舶による運送》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、避難島民等の数や状況の急迫性を考慮し、必要と判断する場合は、防衛庁長官に対して、避難島民等の海上運送のための自衛隊の部隊等の派遣を要請する。 <p>《航空機による運送》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空事業者である指定地方公共機関の航空機の使用を基本とする。知事は、状況により、東京航空局に対して航空機の調達に関する斡旋を要請するとともに、第三管区海上保安本部に対して要援護者等の航空運送を要請する。 ○ 知事は、要援護者の数や状況の急迫性を考慮し、必要と判断する場合は、防衛庁長官に対して、要援護者等の航空運送のための自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
P. 191 第5章第1節	<p>2 全島避難の実施計画</p> <p>(7) 海上運送にあたっての安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、天候などの状況により、海上保安庁のみによる当該海域等における安全の確保が困難と判断した場合、防衛大臣に対して必要な要請を行う。 	<p>2 全島避難の実施計画</p> <p>(7) 海上運送にあたっての安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、天候などの状況により、海上保安庁のみによる当該海域等における安全の確保が困難と判断した場合、防衛庁長官に対して必要な要請を行う。
P. 191 第5章第1節	<p>4 避難所に関する留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、全島避難における避難生活において、次の事項について特に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早い段階から応急仮設住宅等を提供できる態勢の確保 	<p>4 避難所に関する留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、全島避難における避難生活において、次の事項について特に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早い段階から都営住宅等を提供できる態勢の確保
P. 197 第6章第2節	<p>2-1 受入地域等の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、必要に応じて区市町村及び関係機関と協議を行いつつ、迅速に受入地域を決定し、要避難地域の道府県知事及び受入地域の区市町村長及び避難施設の管理者に通知する。なお、受入地域の決定等に当たっては、次の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民の人数や避難期間の見込みと、それに見合った避難施設（応急仮設住宅等の収容施設を含む）の状況や受入体制の確保 	<p>2-1 受入地域等の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、必要に応じて区市町村及び関係機関と協議を行いつつ、迅速に受入地域を決定し、要避難地域の道府県知事及び受入地域の区市町村長及び避難施設の管理者に通知する。なお、受入地域の決定等に当たっては、次の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民の人数や避難期間の見込みと、それに見合った避難施設（都営住宅等の収容施設を含む）の状況や受入体制の確保

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 201 第7章第1節	<p>1 危機管理体制の充実</p> <p>(1) <u>大規模集客施設等に係る連携体制</u></p> <p>○ <u>都は、都、区市町村、警視庁、東京消防庁、陸上自衛隊第一師団、第三管区海上保安本部、民間事業者の業界団体、都関連施設等から成る「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成18年9月設置）」を通じて、大規模集客施設等におけるテロ等の発生に備えた危機管理の強化や危機情報の共有等を図る。</u></p>	<p>1 危機管理体制の強化</p> <p>(1) <u>「テロ等への対処に関する事業者等連絡会議（仮称）」の設置</u></p> <p>○ <u>都は、大規模集客施設等におけるテロ等の発生に備え、都、警視庁、東京消防庁のほか、施設管理者、第三管区海上保安本部等の参加を得て「テロ等への対処に関する事業者等連絡会議（仮称）」を設置し、緊急時の連携体制の構築、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。</u></p>
	<p>1 危機管理体制の充実</p> <p>(2) <u>「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」による連携体制</u></p> <p>○ <u>都は、「テロを許さない社会づくり」をスローガンとする「テロ対策東京パートナーシップ推進会議（平成20年11月発足）」を活用し、警視庁を始め、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等に取り組む。</u></p> <p>(3) <u>庁内の連携体制</u></p> <p>○ <u>テロ等対策に関する庁内組織「東京都テロ等対策連絡調整会議（平成26年8月設置）」を運営し、都が管理する施設等におけるテロ等対策の検討や危機情報の共有など、全庁横断的な連絡調整等に取り組む。</u></p>	
	<p>(※脚注)</p> <p>(*) <u>警視庁や都などの関係行政機関やライフライン、公共交通機関、大規模集客施設などの民間事業者で構成され、平素から会議や研修会、情報ネットワーク等を通じて情報を共有し、官民一体となってテロ対策を推進している。</u></p>	

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 202 第7章第1節	<p>1 危機管理体制の充実</p> <p><u>(4) 大学や研究機関等との連携の確保等</u></p> <p>① <u>大学や研究機関等との連携の確保</u></p> <p>○ 都は、都内の大学や研究機関における危機管理に関する人材や情報を把握するとともに、人的・物的なネットワークや協力関係の構築に努める。</p> <p>○ <u>都は、テロ対策の専門家や関係機関との連携により、テロの動向や対策に関する情報収集に努める。</u></p> <p>② 医療機関等の把握</p> <p>○ <u>NBC攻撃による被災者への対応が可能な医療機関、NBCの専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等について、東京都災害医療協議会等を通じ、考え方や基準などを検討する。</u></p> <p><u>(5) 民間のライフライン等施設及び大規模集客施設の危機管理の強化</u></p> <p>2 マニュアル等の整備</p> <p><u>(1) 大規模テロ等発生時の対処マニュアルの策定</u></p> <p>○ <u>都は、「東京都大規模テロ等対処マニュアル（仮称）」を策定し、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対処の手順等を明らかにする。</u></p> <p><u>(2) 都庁舎など都が管理する施設における対処マニュアルの整備</u></p>	<p>1 危機管理体制の充実</p> <p><u>(2) 大学や研究機関等との連携の確保等</u></p> <p>① <u>大学や研究機関等との連携の確保</u></p> <p>○ 都は、都内の大学や研究機関における危機管理に関する人材や情報を把握するとともに、人的・物的なネットワークや協力関係の構築に努める。</p> <p>② 医療機関等の把握</p> <p>○ <u>今後、NBC攻撃による被災者への対応が可能な医療機関、NBCの専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等について、考え方や基準などを検討する。</u></p> <p><u>(3) 民間のライフライン等施設及び大規模集客施設の危機管理の強化</u></p> <p>2 マニュアル等の整備</p> <p><u>(1) 危機発生時の対処方針の見直し</u></p> <p>○ <u>都は、テロ等への対処を含めて、災害等危機発生時の対処方針等の関連する規程を見直す。</u></p> <p><u>(2) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備</u></p> <p>○ <u>都は、大規模なテロ等への対処も含めて、都NBC災害対処マニュアルを見直し、強化する。</u></p> <p>○ <u>都は、各国の首都や大都市で爆弾テロが多く発生している状況を踏まえ、新たに爆弾テロを対象とした対処マニュアルを整備する。</u></p> <p><u>(3) 都庁舎など都が管理する施設における対処マニュアルの整備</u></p>
P. 203 第7章第1節	<p>2 マニュアル等の整備</p> <p><u>(3) 民間施設における対処マニュアルの整備</u></p>	<p>2 マニュアル等の整備</p> <p><u>(4) 民間施設における対処マニュアルの整備</u></p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 205 第7章第2節	<p>1 危機情報の把握及び警戒対応</p> <p>(2) 情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、危機管理対策会議や東京都テロ等対策連絡調整会議等を通じて、テロ等に関する危機情報を全庁的に共有する。 <p>(3) 警戒対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、テロ等の危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに関連する施設に対して警戒対応の強化を要請するとともに、<u>東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成18年決定）に基づき、自ら管理する施設の警戒を行う。</u> 	<p>1 危機情報の把握及び警戒対応</p> <p>(2) 情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、危機管理対策会議等を通じて、テロ等に関する危機情報を全庁的に共有する。 <p>(3) 警戒対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、テロ等の危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに関連する施設に対して警戒対応の強化を要請するとともに、<u>自ら管理する施設における警戒対応を強化する。</u> ○ <u>都は、警察等関係機関の協力を得て、危機情報の緊急性に応じて、都が管理する施設における「警戒対応の基準」（統一した警戒レベルを設定）を整備する。</u> <u>「警戒対応の基準」を定めた場合、各局は、それぞれが定めるテロ等への対処マニュアル（*）が「警戒対応の基準」と整合するように所要の調整を行うものとする。</u> <p>(※脚注)</p> <p>(*) <u>国民保護の観点から既存のマニュアルを修正したもの又は新たに整備したもの</u></p>
P. 206 第7章第3節	※「2 都対策本部設置指定前にテロ等が発生した場合」の図の修正（別紙39のとおり）	
P. 209 第7章第3節	<p>2 都対策本部設置指定前にテロ等が発生した場合</p> <p>(3) 自衛隊の派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、人命又は財産の保護のために必要があると認められる時は、防衛大臣又はその指定する者に対して災害派遣を要請する。 	<p>2 都対策本部設置指定前にテロ等が発生した場合</p> <p>(3) 自衛隊の派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、人命又は財産の保護のために必要があると認められる時は、防衛庁長官又はその指定する者に対して災害派遣を要請する。
P. 210 第7章第3節	「<<例（大規模爆弾テロ）>>」の図の修正（別紙40のとおり）	
P. 211 第7章第4節	<p>(※脚注)</p> <p>(*) <u>大規模テロ等発生時の対処マニュアル</u></p>	<p>(※脚注)</p> <p>(*) <u>「NBC災害対処マニュアル」（見直し・強化）、「爆弾テロ災害対処マニュアル」（新規）など</u></p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 212 第7章第4節	<p>2 大量殺傷物質によるテロに共通する留意点 (3) 関係機関との連携</p> <p>○ 都は、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、区市町村、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等からの情報などを集約して、国への迅速な支援要請を行う。 この場合、都は、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有する。</p>	<p>2 大量殺傷物質によるテロに共通する留意点 (3) 関係機関との連携</p> <p>○ 都は、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、区市町村、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等からの情報などを集約して、国への迅速な支援要請を行う。 この場合、都は、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて都健康安全研究センター、医療機関等と共有する。</p>
P. 215 第7章第4節	<p>■ 大規模集客施設等への攻撃 平素の備え</p> <p>2 危機管理体制の強化</p> <p>① テロ等の危機に関する事業者連絡会 都は、都、区市町村、警視庁、東京消防庁、陸上自衛隊第一師団、第三管区海上保安本部、民間事業者の業界団体、都関連施設等から成る「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成18年9月設置）」を通じて、大規模集客施設等におけるテロ等の発生に備えた危機管理の強化や危機情報の共有等を図る。</p>	<p>■ 大規模集客施設等への攻撃 平素の備え</p> <p>2 危機管理体制の強化</p> <p>① 「テロ等への対処に関する事業者等連絡会議（仮称）」の設置 都は、大規模集客施設等におけるテロ等の発生に備え、都、警視庁、東京消防庁のほか、施設管理者、第三管区海上保安部等の参加を得て「テロ等への対処に関する事業者等連絡会議（仮称）」を設置し、緊急時の連携体制の構築、各施設の危機管理体制の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。</p>
P. 217 第7章第4節	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） 平素の備え</p> <p>1 大規模テロ等発生時の対処マニュアルの策定 「東京都大規模テロ等対処マニュアル（仮称）」を策定し、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対処の手順等を明らかにする。</p> <p>2 災害拠点病院の設備の充実等 多数の被災者に対応できるように、災害拠点病院の設備整備を促進する。</p> <p>3 警戒対応</p> <p>4 人心不安への対策</p>	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） 平素の備え</p> <p>1 N B C災害対処マニュアルの強化 国民保護の観点を含め、都N B C災害対処マニュアルを見直し強化する。</p> <p>2 警戒対応</p> <p>3 人心不安への対策</p>
	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） テロ等への対処上の留意事項</p> <p>1 初動対応 都は、都内でダーティボム等によるテロが発生した場合、警戒区域外で住民の安全性の確保、住民不安への対応などを行う。</p>	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） テロ等への対処上の留意事項</p> <p>1 初動対応 都は、都内でダーティボム等によるテロが発生した場合、緊急時放射線調査チームを派遣し、災害現場で警察・消防により行われる放射線測定等に関して技術的な助言等を行うとともに、警戒区域外で住民の安全性の確保、住民不安への対応などを行う。</p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 218 第7章第4節	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） テロ等への対処上の留意事項</p> <p>3 医療活動 都は、<u>東京消防庁の安全管理下において、東京DMATにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</u></p> <p>■ 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） テロ等への対処上の留意事項</p> <p>4 汚染への対処 都は、措置に当たる職員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の測定を適切に行う。 都は、汚染地域への立入制限を確実にし、避難誘導を適切に実施する。 被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。 <u>避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</u></p>	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） テロ等への対処上の留意事項</p> <p>3 医療活動 都は、<u>国からの実施要請に応じて、医療関係者で構成する救護班により、安全な場所において、除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。</u></p> <p>■ 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム） テロ等への対処上の留意事項</p> <p>4 汚染への対処 都は、措置に当たる職員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の測定を適切に行う。 都は、汚染地域への立入制限を確実にし、避難誘導を適切に実施する。 被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。</p>
P. 219 第7章第4節	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（生物剤） 平素の備え</p> <p>1 <u>大規模テロ等発生時の対処マニュアルの策定</u> 東京都大規模テロ等対処マニュアル（仮称）を策定し、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対処の手順等を明らかにする。</p> <p>2 <u>災害拠点病院の設備の充実等</u> 多数の被災者に対応できるように、災害拠点病院の設備整備を促進する。</p> <p>3 法整備の求め</p> <p>4 近県との情報連絡体制の整備</p> <p>5 普及啓発</p>	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（生物剤） 平素の備え</p> <p>1 <u>NBC災害対処マニュアルの強化</u> 国民保護の観点を含め、都NBC災害対処マニュアルを見直し強化する。また、天然痘以外の生物剤テロに使用される可能性が高い病原体についても検討を行う。</p> <p>2 法整備の求め</p> <p>3 近県との情報連絡体制の整備</p> <p>4 普及啓発</p>
P. 220 第7章第4節	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（生物剤） テロ等への対処上の留意事項</p> <p>3 医療活動 都は、<u>東京消防庁の安全管理下において、東京DMATにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</u></p>	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（生物剤） テロ等への対処上の留意事項</p> <p>3 医療活動 都は、<u>国からの協力要請に応じて救護班を編成し、医療活動を実施する。</u></p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 222 第7章第4節	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（化学剤） 平素の備え 1 大規模テロ等発生時の対処マニュアルの策定 <u>東京都大規模テロ等対処マニュアル（仮称）</u>を策定し、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対処の手順等を明らかにする。 2 災害拠点病院の設備の充実等 多数の被災者に対応できるように、災害拠点病院の設備整備を促進する。</p> <p>■ 大量殺傷物質による攻撃（化学剤） テロ等への対処上の留意事項 3 医療活動 都は、<u>東京消防庁の安全管理下において、東京DMATにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</u></p>	<p>■ 大量殺傷物質による攻撃（化学剤） 平素の備え 1 <u>NBC災害対処マニュアルの強化</u> <u>国民保護の観点を含め、都NBC災害対処マニュアルを見直し強化する。</u> 2 災害拠点病院の設備の充実等 多数の被災者に対応できるように、災害拠点病院の設備の充実などについて検討する。</p> <p>■ 大量殺傷物質による攻撃（化学剤） テロ等への対処上の留意事項 3 医療活動 都は、<u>国からの協力要請に応じて救護班を編成し、安全な場所において、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。</u></p>
P. 225 第8章第1節	1 基本的考え方 ○ 区市町村長は、計画の作成にあたっては、平成17年度に総務省消防庁が示した「区市町村国民保護モデル計画」及び都が示した「東京都区市町村国民保護モデル計画」を参考とするものとする。	1 基本的考え方 ○ 区市町村長は、計画の作成にあたっては、平成17年度中に総務省消防庁が示す「区市町村国民保護モデル計画」を参考とするものとする。
P. 229 第8章第1節	3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (2) 警報・避難の指示の伝達 警報・避難の指示等の伝達に関する留意事項 IV 警報の伝達 警報の伝達方法については、現在区市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。	3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (2) 警報・避難の指示の伝達 警報・避難の指示等の伝達に関する留意事項 IV 警報の伝達 警報の伝達方法については、 <u>当面の間は、</u> 現在区市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。 <u>（※「参考情報」参照）</u> <u>※国民保護計画作成上の参考情報</u> <u>国は、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない場合も想定されるため、そのような場合も含めた警報の伝達のあり方について、内閣官房による国民保護情報の収集・伝達手段のあり方の検討、総務省消防庁における「国民保護即時サイレン調査検討事業」等を踏まえて、今後、具体化を図ることとしている。</u>
P. 232 第8章第1節	※「Ⅲ 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合」の図の修正（別紙41のとおり）	
P. 233 第8章第1節	※「Ⅳ 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合」の図の修正（別紙42のとおり） ※「Ⅴ 島しょ地域の全島避難の場合」の図の修正（別紙43のとおり）	

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 234 第8章第1節	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (3) 避難住民の誘導 避難住民の誘導における留意事項 I 避難実施要領のパターンの作成 区市町村は、都、警察署、消防署（東京消防庁管轄地域内に限る。）等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「<u>避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）</u>」や「<u>「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月）</u>」を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。</p> <p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (3) 避難住民の誘導 避難住民の誘導における留意事項 III 避難実施要領作成の際の主な留意事項 ③ 一時集合場所及び集合方法 （例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。）</p>	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (3) 避難住民の誘導 避難住民の誘導における留意事項 I 避難実施要領のパターンの作成 区市町村は、都、警察署、消防署（東京消防庁管轄地域内に限る。）等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。</p> <p>※ 総務省消防庁は、平成17年度、区市町村における避難実施要領のパターン作成を支援するため、避難マニュアルを作成し、区市町村に提示することを予定している</p> <p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (3) 避難住民の誘導 避難住民の誘導における留意事項 III 避難実施要領作成の際の主な留意事項 ③ 一時集合場所及び集合方法 （例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。）</p>
P. 235 第8章第1節	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (3) 避難住民の誘導 避難住民の誘導における留意事項 III 避難実施要領作成の際の主な留意事項 ⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。 （例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。）</p>	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (3) 避難住民の誘導 避難住民の誘導における留意事項 III 避難実施要領作成の際の主な留意事項 ⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。 （例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。）</p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 237 第8章第1節	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み</p> <p>(5) 要配慮者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村は、災害時における要配慮者対策に国民保護の観点も含め、要配慮者の支援体制を整備するよう努めるものとする。 ○ 区市町村は、要配慮者の避難に対して、避難場所、避難所等の拠点までの移送を支援するものとする。 <p>《要配慮者の支援の概要》</p>	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み</p> <p>(5) 要援護者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村は、災害時における要援護者対策に国民保護の観点も含め、要援護者の支援体制を整備するよう努めるものとする。 ○ 区市町村は、要援護者の避難に対して、避難場所、避難所等の拠点までの移送を支援するものとする。 <p>《要援護者の支援の概要》</p>
※「《要配慮者の支援の概要》」の図の修正（別紙44のとおり）		
P. 238 第8章第1節	※「《緊急物資等の配送の概要》」の図の修正（別紙45のとおり）	
P. 240 第8章第1節	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み</p> <p>(8) 安否情報の収集・整理・報告・提供 安否情報の収集・報告等における留意事項</p> <p>IV 安否情報の報告・回答に関する事務処理手順</p> <p>① 知事に対する報告</p> <p>区市町村は、知事への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムへの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで都総務局に送付する。</u></p>	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み</p> <p>(8) 安否情報の収集・整理・報告・提供 安否情報の収集・報告等における留意事項</p> <p>IV 安否情報の報告・回答に関する事務処理手順</p> <p>① 知事に対する報告</p> <p>区市町村は、知事への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令第1条に規定する様式第1号（162頁参照）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで都総務局に送付する。</u></p>
	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み</p> <p>(8) 安否情報の収集・整理・報告・提供 安否情報の収集・報告等における留意事項</p> <p>IV 安否情報の報告・回答に関する事務処理手順</p> <p>② 安否情報の照会に対する回答</p> <p>ア 安否情報の照会の受付</p> <p>住民からの安否情報の照会については、原則として区市町村対策本部に設置する対応窓口に、<u>安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。</u></p>	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み</p> <p>(8) 安否情報の収集・整理・報告・提供 安否情報の収集・報告等における留意事項</p> <p>IV 安否情報の報告・回答に関する事務処理手順</p> <p>② 安否情報の照会に対する回答</p> <p>ア 安否情報の照会の受付</p> <p>住民からの安否情報の照会については、原則として区市町村対策本部に設置する対応窓口に、<u>安否情報省令に規定する様式第2号（163頁参照）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。</u></p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (8) 安否情報の収集・整理・報告・提供 安否情報の収集・報告等における留意事項 IV 安否情報の報告・回答に関する事務処理手順 ② 安否情報の照会に対する回答 イ 安否情報の回答 区市町村は、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行い、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。 ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、照会に対する知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、回答しないものとする。 区市町村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。</p>	<p>3 区市町村が行う国民保護措置の共通の枠組み (8) 安否情報の収集・整理・報告・提供 安否情報の収集・報告等における留意事項 IV 安否情報の報告・回答に関する事務処理手順 ② 安否情報の照会に対する回答 イ 安否情報の回答 区市町村は、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行い、安否情報省令第3条に規定する様式第3号（164頁参照）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。 ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、照会に対する知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、回答しないものとする。 区市町村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答する。</p>
P. 242 第8章第1節	<p>4 都と区市町村間における役割分担 医療の実施 ○ 区市町村は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施し、都は医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施する。</p>	<p>4 都と区市町村間における役割分担 医療の実施 ○ 区市町村は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から後方医療施設への患者搬送を実施し、都は医療救護所から後方医療施設への患者搬送を実施する。</p>
	<p>4 都と区市町村間における役割分担 保健衛生の確保 ○ 区市町村は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。</p>	<p>4 都と区市町村間における役割分担 保健衛生の確保 ○ 区市町村及び都は巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。</p>
P. 243 第8章第1節	<p>4 都と区市町村間における役割分担 応急仮設住宅等の設置、運営 ○ 都は、応急仮設住宅等を設置し、原則として管理は供給主体が行う。</p>	<p>4 都と区市町村間における役割分担 応急仮設住宅等の設置、運営 ○ 都は、長期避難住宅及び応急仮設住宅を設置し、原則として都営住宅に準じて管理する。</p>
P. 251 用語集	<p>緊急情報ネットワークシステム（通称：Em-Net（エムネット）） 内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム</p>	<p>（新規）</p>

計画変更案 該当頁	新（変更案）	旧（現行）
P. 252 用語集	<p><u>警察災害派遣隊</u></p> <p><u>国内において、大規模災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、道府県警察から警視庁に派遣される救出救助・交通対策・治安の維持等の活動を行う部隊をいう。</u></p> <p>指定行政機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号）</p>	<p>広域緊急援助隊</p> <p><u>大規模災害対策に即応でき、かつ高度の救出救助能力等をもつ災害対策専門のチームとして、平成7年に創設された警察の広域援助体制。全国全ての都道府県警察に設置されているが、警視庁及び北海道警察を除く府県警察は、各管区警察局のもと、管区広域緊急援助隊として編成されている。</u></p> <p>指定行政機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、<u>防衛庁、防衛施設庁</u>、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力安全・保安院</u>、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号）</p>
P. 253 用語集	<p><u>全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT（Jアラート））</u></p> <p><u>弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム</u></p>	<p>（新規）</p>
P. 254 用語集	<p>東京DMAT</p> <p><u>大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。</u></p>	<p>東京DMAT</p> <p><u>ビル火災や列車事故などの現場に医師・看護師等が急行し、救命処置を実施する災害医療派遣チーム。（平成16年8月に全国に先駆けて発足）</u></p>
P. 255 用語集	<p><u>要配慮者</u></p> <p><u>発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。</u></p>	<p><u>要援護者</u></p> <p><u>高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることが特に困難な人を指す。本計画では、災害時要援護者の略称として用いている。</u></p>